角田市週休２日工事実施要領

【第１章】総則

（趣旨）

第１条　この要領は、市又は市上下水道事業所が発注する工事において、週休２日を確保する工事（以下「週休２日工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　対象期間　実工期から準備、後片付け、特記仕様書で定める連休等、工事全体の一時休止及び工場製作のみを実施している期間を除いた期間をいう。

（２）　実工期　工事着工日から工事完成日までの期間をいう。

（３）　現場閉所　巡回パトロールや保守点検等の現場を管理する上で必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、１日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態をいう。

（４）　交替制　現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交代しながら休日を確保することをいう。

（５）　４週８休　現場閉所型の場合は、週休２日工事の対象期間内における休工日数の割合が２８．５％（８日／２８日）以上の状態をいい、交替制の場合は、対象者毎に、週休２日工事の対象期間内に係る休日の日数の割合を算出し、全対象者の休日率を平均した値が２８．５％（８日／２８日）以上の状態いう。

（６）　完全週休２日　対象期間の全ての週において、２日間以上の休日を取得したと認められる状態をいう。

（７）　月単位の週休２日　対象期間の全ての月において、４週８休以上の休日を取得したと認められる状態をいう。

（８）　準備期間　施工に先立って行う労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事着工日から直接工事費に計上される作業に着手するまでの期間をいう。ただし、直接工事費に計上されている作業から、照査を行うための足場設置等の作業は除く。

（９）　後片付け期間　施工終了の自主検査、後片付け及び清掃等の期間をいう。

（対象工事の選定）

第３条　週休２日工事の対象は、市又は市上下水道事業所が発注する土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む。）、上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）及び営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を含む。）とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

（１）　災害復旧工事等の緊急を要する工事

（２）　その他、週休２日工事に適さないと判断される工事（実作業期間が７日間未満なる工事等）

（発注種別・区分）

第４条　週休２日工事の種別は、現場閉所型を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については交替制とすることができる。

２　週休２日の区分は、「完全週休２日」と「月単位の週休２日」とする。

３　発注者は、受注者に対し、工事着手前に週休２日の区分について協議するものとする。

【第２章】現場閉所型

（実施方法）

第５条　発注者は、週休２日工事の実施に当たり、入札公告及び特記仕様書に、週休２日工事の対象であること及び週休２日工事の種別が現場閉所型であることを明示するものとする。

２　発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工日とし、現場閉所とすることを基本とした工期の設定を行うものとする。

３　受注者は、週休２日工事の対象期間を通して４週８休以上の休工日を確保するものとし、施工計画書の法定休日及び所定休日の事項において、当該工事が週休２日工事に取り組むものであることを明示するものとする。

４　受注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工日とするよう努めるものとする。

５　週休２日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間を除く。）から現場施工が完了した日（後片付け期間を除く。）までとし、次に掲げる期間を除く。

（１）　年末年始休暇の６日間

（２）　夏季休暇の３日間

（３）　工場製作のみを実施している期間

（４）　工事全体を一時中止している期間

（５）　発注者があらかじめ対象外とする期間

（６）　受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

６　災害又は天候の不順等による現場閉所は、休工日として認めるものとする。なお、災害時の緊急要請等による現場作業が発生した場合及び異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等における休工日及び対象期間の取り扱いについては、受発注者間の協議により決定するものとする。

７　受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日に事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

８　受注者は、当該工事が週休２日工事であることを対外的に周知することを目的とした看板（以下「ＰＲ看板」という。）を工事現場に設置するものとする。

９　受注者が現場閉所型から交替制への変更を希望する場合には、発注者に協議することとし、発注者は対象期間に入る前に限り、変更を認めることができるものとする。~~なお、現場閉所型から交替制へ変更する場合に要する経費については、設計変更の対象に含めるものとする。~~

（実施確認）

第６条　受注者は、対象期間の開始日から月毎に、休日等の取得実績について、別に定める様式により発注者へ提出するものとする。

（積算方法）

第７条　発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、受注者は、工事着手前に「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」のいずれかに取り組むことを協議するものとする。なお、週休２日の達成に応じた清算変更は行わない。~~発注者は、当初積算時においては、第４条第１項の規定による種別に応じ、別表第１－１に定めるところにより、「完全週休２日」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、第５条第９項の規定により現場閉所型から交替制に種別を変更する場合は、対応する経費について設計を変更するものとする。~~

~~２　工事着手前に「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」のいずれかに取り組むことを協議し、かつ、当該取組を達成した場合は、精算変更時に、達成した区分に応じて補正係数を確定又は変更する。また、「完全週休２日」及び「月単位の週休２日」のいずれの取組も未達成の場合は、精算変更時に補正分を減額変更するものとする。~~

~~３　土木工事、農林土木工事及び上下水道工事において、市場単価方式及び標準単価方式に~~

~~ついては、各工種に応じて別表２－１から別表２－４までに定める補正係数を乗じて積算する。~~

~~4　営繕工事において、市場単価及び物価資料の掲載価格については、各工種に応じて別表２－５に定める補正係数を乗じて積算する。~~

~~5~~ 2　発注者は、当初積算を行う際には、ＰＲ看板の設置に係る経費を計上するものとする。

【第３章】交替制

（実施方法）

第８条　発注者は、週休２日工事の実施に当たり、入札公告及び特記仕様書に、週休２日工事の対象であること及び週休２日工事の種別が交替制であることを明示するものとする。

２　受注者は、週休２日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、４週８休を確保するものとし、施工計画書の法定休日及び所定休日の事項において当該工事が週休２日に取り組むものであることを明示するものとする。

３　受注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工日とするよう努めるものとする。

４　週休２日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間を除く。）から現場施工が完了した日（後片付け期間を除く。）までとし、第５条第５項各号に掲げる期間を除く。

５　災害又は天候の不順等による休工は、休日として認めるものとする。なお、災害時の緊急要請等による現場作業が発生した場合及び異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等における休工日や対象期間の取扱いについては、受発注者間の協議により決定するものする。

６　受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休日に事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

７　受注者は、工事現場にＰＲ看板を設置するものとする。

（実施確認）

第９条　受注者は、対象期間の開始日から月毎に、休日等の取得の実績について、別に定める様式により発注者へ提出するものとする。

（積算方法）

第１０条　発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、受注者は、工事着手前に「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」のいずれかに取り組むことを協議するものとする。なお、週休２日の達成に応じた清算変更は行わない。~~発注者は、当初積算時においては、第４条第１項の規定による種別に応じ、別表第１－２に定めるところにより、~~

~~「完全週休２日」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。~~

~~２　工事着手前に「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」のいずれかに取り組むことを協議し、かつ、当該取組を達成した場合は、精算変更時に、達成した区分に応じて補正係数を確定又は変更する。また、「完全週休２日」及び「月単位の週休２日」のいずれの取組も未達成の場合は、精算変更時に補正分を減額変更するものとする。~~

~~３　土木工事、農林土木工事及び上下水道工事における市場単価方式及び標準単価方式については、各工種に応じて別表２－１から別表２－４までに定める補正係数を乗じて積算する。~~

~~４　営繕工事における市場単価及び物価資料の掲載価格については、各工種に応じて別表２－５に定める補正係数を乗じて積算する。~~

~~５~~２　発注者は、当初積算を行う際には、ＰＲ看板の設置に係る経費を計上するものとする。

【第４章】雑則

（委任）

第１１条　この要領に定めるもののほか、週休２日工事の実施に関して必要な事項は、副市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

この要領は、令和６年１１月１日から施行する。ただし、令和６年１０月３１日までに入札公告した工事及び上水道の管路工事については、なお従前の例による。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。ただし、令和７年３月３１日までに入札公告した工事及び上水道の管路工事については、なお、従前の例による。

この要領は、令和７年１０月１日から施行し、令和７年１１月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和７年１０月３１日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

この要領は、令和８年１０月２０日から施行し、令和８年１１月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和８年１０月３１日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

別表第１－１（第７条関係）

経費	現場閉所型							
	土木工事		農林土木工事		上下水道工事		営繕工事	
	完全	月単位	完全	月単位	完全	月単位	完全	月単位
労務費	1.02	1.02	1.02	農業 1.02 森林 1.04	1.02	1.02	1.02	1.02
複合単価の労務費	—	—	—	—	—	—	—	—
機械経費（賃料）	—	—	—	農業 — 森林 1.02	—	—	—	—
共通仮設費率	1.02	1.01	1.05	農業 1.04 森林 1.03	1.02	1.01	—	—
現場管理費率	1.03	1.02	1.06	農業 1.05 森林 1.05	1.03	1.02	1.01	—

備考

１　「農業」とは、農業農村整備事業等工事をいう。

２　「森林」とは、森林土木工事をいう。

３　農林土木工事の補正係数は、工事の内容によるものとする。

別表第１－２（第１０条関係）

経費	交替制							
	土木工事		農林土木工事		上下水道工事		営繕工事	
	完全	月単位	完全	月単位	完全	月単位	完全	月単位
労務費	1.02	1.02	1.02	農業 1.02 森林 1.04	1.02	1.02	1.02	1.02
複合単価の労務費	—	—	—	—	—	—	—	—
現場管理	1.03	1.02	1.03	農業 1.02	1.03	1.02	1.01	—

費率				森林 1.03				

備考

1　「農業」とは、農業農村整備事業等工事をいう。

2　「森林」とは、森林土木工事をいう。

3　農林土木工事の補正係数は、工事の内容によるものとする。

別表第２－１（第７条・第１０条関係）

市場単価方式の補正係数（土木工事）

名称（工種）	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		完全	月単位	完全	月単位
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止策）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01	1.01	1.01

鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工	植樹	1.02	1.02	1.02	1.02
	剪定	1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

標準単価方式の補正係数（土木工事）

名称 （工種）	区分	補正係数			
		現場開所		交替制	
		完全	月単位	完全	月単位
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
架設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 （ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

別表第２－２（第７条・第１０条関係）

市場単価方式の補正係数（農業農村整備事業等工事）

名称 （工種）	区分	補正係数	
		現場閉所	交替制

		完全	月単位	完全	月単位
鉄筋工		1.02	1.02	—	—
ガス圧接工		1.01	1.01	—	—
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	—	—
	撤去	1.02	1.02	—	—
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	—	—
	撤去	1.02	1.02	—	—
防護柵設置工（横断・転落防止策）	設置	1.02	1.02	—	—
	撤去	1.02	1.02	—	—
防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.01	—	—
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	—	—
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	—	—
	撤去・移設	1.01	1.01	—	—
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	—	—
	撤去	1.02	1.02	—	—
法面工		1.01	1.01	—	—
吹付枠工		1.01	1.01	—	—
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.01	—	—
橋梁用埋設伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	—	—
橋面防水工		1.01	1.01	—	—
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	—	—

標準単価方式の補正係数（農業農村整備事業等工事）

名称（工種）	区分	補正係数			
		現場開所		交替制	
		完全	月単位	完全	月単位
区画線工		1.02	1.02	—	—
橋梁塗装工		1.01	1.01	—	—
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	—	—

	人力	1.02	1.02	—	—
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	—	—
排水構造物工		1.02	1.02	—	—

別表第２－３（第７条・第１０条関係）

市場単価方式の補正係数（森林土木工事）

名称（工種）	区分	補正係数			
		現場開所		交替制	
		完全	月単位	完全	月単位
鉄筋工		—	1.04	—	1.04
ガス圧接工		—	1.03	—	1.03
インターロッキングブロック工	設置	—	1.01	—	1.01
	撤去	—	1.04	—	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	—	1.01	—	1.01
	撤去	—	1.04	—	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	—	1.01	—	1.01
	撤去	—	1.04	—	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止策）	設置	—	1.04	—	1.04
	撤去	—	1.04	—	1.04
防護柵設置工（落石防護網）		—	1.01	—	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		—	1.02	—	1.02
道路標識設置工	設置	—	1.01	—	1.00
	撤去	—	1.03	—	1.03
道路付属物設置工	設置	—	1.01	—	1.01
	撤去	—	1.04	—	1.04
法面工		—	1.02	—	1.02
吹付枠工		—	1.03	—	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		—	1.03	—	1.03
道路植栽工	植樹	—	1.04	—	1.04

	剪定	—	1.04	—	1.04
公園植栽工		—	1.04	—	1.04
橋梁用伸縮接手装置設置工		—	1.02	—	1.02
橋梁用埋設伸縮継手装置設置工		—	1.04	—	1.04
橋面防水工		—	1.01	—	1.01
薄層カラー舗装工		—	1.01	—	1.01
グルーピング工		—	1.01	—	1.01
軟弱地盤処理工		—	1.02	—	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		—	1.01	—	1.01

標準単価方式の補正係数（森林土木工事）

名称（工種）	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		完全	月単位	完全	月単位
区画線工		—	1.04	—	1.04
高視認性区画線工		—	1.04	—	1.04
橋梁塗装工		—	1.03	—	1.03
構造物とりこわし工	機械	—	1.03	—	1.03
	人力	—	1.04	—	1.04
コンクリートブロック積工		—	1.04	—	1.03
排水構造物工		—	1.04	—	1.03
鋼製排水溝設置工		—	1.04	—	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	—	1.02	—	1.02
	高所作業車	—	1.02	—	1.02
表面含浸工	固定足場	—	1.04	—	1.04
	高所作業車	—	1.04	—	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	—	1.04	—	1.04
	高所作業車	—	1.04	—	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	—	1.04	—	1.04
	高所作業車	—	1.04	—	1.03

漏水対策材設置工	固定足場	—	1.04	—	1.04
	高所作業車	—	1.04	—	1.03
防草シート設置工		—	1.03	—	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	—	1.02	—	1.02
	高所作業車	—	1.01	—	1.01
塗膜除去工		—	1.04	—	1.04
バキュームブラスト工		—	1.01	—	1.01
道路反射鏡設置工	設置	—	1.01	—	1.01
	撤去	—	1.04	—	1.04
架設防護柵設置工（仮設ガードレール）		—	1.04	—	1.04
機械式継手工		—	1.04	—	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		—	1.03	—	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		—	1.01	—	1.01
FRP製格子状パネル設置工		—	1.00	—	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		—	1.04	—	1.04
支承金属溶射工		—	1.04	—	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		—	1.03	—	1.03

別表第２－４（第７条・第１０条関係）

市場単価方式の補正係数（上下水道工事）

名称（工種）	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		完全	月単位	完全	月単位
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02

防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止策）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工	植樹	1.02	1.02	1.02	1.02
	剪定	1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

標準単価方式の補正係数（上下水道工事）

名称（工種）	区分	補正係数			
		現場開所		交替制	
		完全	月単位	完全	月単位

~~区画線工~~		~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~高視認性区画線工~~		~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~橋梁塗装工~~		~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~
~~構造物とりこわし工~~	~~機械~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~
	~~人力~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~コンクリートブロック積工~~		~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~排水構造物工~~		~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~鋼製排水溝設置工~~		~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~表面被覆工~~ ~~(コンクリート保護塗装)~~	~~固定足場~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~
	~~高所作業車~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~
~~表面含浸工~~	~~固定足場~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
	~~高所作業車~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~連続繊維シート補強工~~	~~固定足場~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
	~~高所作業車~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~剥落防止工~~ ~~(アラミドメッシュ)~~	~~固定足場~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
	~~高所作業車~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~漏水対策材設置工~~	~~固定足場~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
	~~高所作業車~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~防草シート設置工~~		~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~
~~紫外線硬化型FRPシート設置工~~ ~~(ポリエステル樹脂)~~	~~固定足場~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~
	~~高所作業車~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~
~~塗膜除去工~~		~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~バキュームブラスト工~~		~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~
~~道路反射鏡設置工~~	~~設置~~	~~1.00~~	~~1.00~~	~~1.00~~	~~1.00~~
	~~撤去~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~架設防護柵設置工~~ ~~(仮設ガードレール)~~		~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~機械式継手工~~		~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~抵抗板付鋼製杭基礎工~~		~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~
~~ノンコーキング式コンクリートひび割れ~~		~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~	~~1.01~~

誘発目地設置工					
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾘﾌﾞ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02

別表第２－５（第７条・第１０条関係）

市場単価及び物価資料の掲載価格の補正係数（営繕工事のうち建築工事）

名称（工種）	区分	現場閉所型及び交代制			
		完全		月単位	
		新営補正係数	改修補正係数	新営補正係数	改修補正係数
仮設工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
土工事	市場単価・物価資料共通	1.01	1.01	1.02	1.02
地業工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
鉄筋工事	市場単価・物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
コンクリート工事	市場単価・物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
型枠工事	市場単価・物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02	1.03	1.03
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
防水工事	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事(ｼｰﾘﾝｸﾞ)	市場単価	1.01	1.14	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
木工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.02	1.10
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02

左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01	1.03	1.03
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
建具(ｶﾞﾗｽ)	市場単価	1.01	1.10	1.02	1.11
建具(ｼｰﾘﾝｸﾞ)	市場単価	1.02	1.16	1.03	1.18
建具	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.15	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事	市場単価	1.01	1.13	1.03	1.14
内外装工事 (ﾋﾞﾆﾙ系床材)	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事 (ﾋﾞﾆﾙ系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02

備考

1　「市場単価」とは、市場単価及び補正市場単価をいう。

2　「物価資料」とは、物価資料の掲載価格をいう。

市場単価及び物価資料の掲載価格の補正係数（営繕工事のうち電気設備工事）

名称 （工種）	区分	現場閉所型及び交代制			
		完全		月単位	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.03	1.20
	プルボックス	1.01	1.13	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00

	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.16
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.03	1.19
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02

市場単価及び物価資料の掲載価格の補正係数（営繕工事のうち機械設備工事）

名称 （工種）	区分	現場閉所型及び交代制			
		完全		月単位	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンバー類	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24

備考

1　市場単価及び物価資料の掲載価格の補正方法

市場単価と補正市場単価を採用する場合は、別表２－５の補正係数を用いて以下の式により補正する。

（１）　新営工事の場合

・市場単価　×　新営補正係数

・補正市場単価　×　新営補正係数

（２）　全館無人改修の場合（基準単価の算定）

・市場単価　×　新営補正係数

・補正市場単価　×　新営補正係数

（３）　執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）

・市場単価　×　改修補正係数

・補正市場単価　×　改修補正係数

※参考）

①　「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）による。

②　執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）ロ．基準補正単価の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、別表２－５の補正係数を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

２　物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表２－５の補正係数を用いた以下の式により補正する。

（１）　新営工事及び全館無人改修の場合

・物価資料の掲載価格　×　新営補正係数

（２）　執務並行改修の場合

・物価資料の掲載価格　×　改修補正係数